

耐震偽装マンション所有者の税務

Q : 耐震偽装問題が深刻ですが、税務での救済措置はないのですか？

A : 次のような取扱いになっています。

【解説】

耐震偽装問題が社会問題になっていますが、税務ではこの問題を災害と認定しましたので、マンション所有者については、住宅ローン控除並びに雑損控除の適用が受けられることとなりました。

住宅ローン控除は、災害によって居住できなくなった場合は居住できなくなった日まで居住していれば適用があることとなっていますので、偽装問題が発覚するまで居住していた者については、この適用が受けられることとなります。したがって、平成17年中に購入・入居した者で、偽装問題の発覚により転居等した者については確定申告することによってこの適用が受けられることとなります。

また、雑損控除は災害や盗難によって生活に通常必要な資産について損害を受けた場合に一定の金額を所得から控除してくれるというものですから、被害にかかる損害賠償金が十分に支払われない場合には、この規定の適用を受けることができます。

ただし、この規定は確定申告することが適用要件となっていますので適用を受けるには確定申告をしなければなりません。

なお、この問題について国や地方公共団体から補助金等の支給を受けた場合は、修正申告しなければならない場合も出てくるものと思われます。

